

その61 最善の財産承継

親から子へ、生前に税金がかからない範囲でお金を渡したいという人がいます。広く知られているのは「暦年贈与」といわれるもので、1月1日から12月31日までの一年間にもらった金額の合計が110万円までなら贈与税がかかりません。

しかし、もっと多くの金額を短期間に渡したいと思われるなら「相続時精算課税制度」の利用を検討するのもよいかもしれません。

「相続時精算課税制度」は、60歳以上の親や祖父母から20歳以上の子どもや孫に財産を贈与する際、合計2,500万円までなら贈与税がかからない制度です。

しかしこの制度には、注意すべき点がいくつかあります。なかでも気をつけねばならないことは、本来の相続時には、生前の贈与額の合計が相続財産に加算されるという事です。またこの制度を選択すると、その後は「暦年贈与」ができなくなるほか、相続発生時には「小規模宅地等の特例」が使えません。例えば評価額が高い親の土地を相続した場合「小規模宅地等の特例」を使うことで相続税の評価額が8割も減額する場合もありますので、その可能性がある不動産の贈与を考える場合には、注意が必要です。

では、どういった人が使うとメリットがあるのでしょうか。それは、相続する時の財産総額が、相続税の基礎控除額以内に収まる人です。相続税の基礎控除額が(3,000万円+600万円×法定相続人の数)ですので、年間に生前贈与した分と、将来的に相続予定の財産を合計した額が、相続税の基礎控除額以内なら、相続税がかからないからです。

最善の財産承継を行うためには、わからないことはうやむやにせず、早目早目に税理士や税務署にお尋ねください。

その62 死生観と向き合う

昔からよく知っている身近な人や、マスメディア等でよく見る人が亡くなると、この世に生まれたからには、誰にでも間違いなく死が訪れることをあらためて思い知ります。

また亡くなった後は一体どうなってしまうのだろうと、どなたも一度は考えた事があると思いますが、確証のある答えはどこにもありません。ただ、死ぬ間際やそこに至るまでは、なるべく苦しめないようにしたいとか、この世に思い残す事のないようにしたいと考えながらも、これもまた日常に流されてしまい、中途半端な思いをただ抱えているだけになってしまいます。

終活支援センターは今年、設立から7年目を迎えますが、これまでに300件程の相談を受けてきました。相談にみえる方々はどなたも自分の終末をより良いものにするために、また遺族になるべく負担をかけないよう、家族や親族の幸せを願って訪れます。

しかし自分にはまだ終活は早いと考えている人の多くは、やはりどこか『死』を他人事と捉えて、あまつさえ縁起が悪いものとして自分から遠ざけたいと思うようです。また中には「高齢」と言われることさえ忌み嫌う人もいます。

自分は元気であり、まだまだこの先もずっと人生を謳歌したいという気持ちは素晴らしく、大切にしてほしいと思いますが、その一方で誰もが『死生観』をもつことも大事であると考えなのです。

死について考えることはけっしてネガティブなことではありませんし、死生観と終活は密接なつながりがあります。

生と死を意識して生きること、自分の限られた時間をどう生きるのかが明確になると思います。